

令和元年 5 月 12 日

各地区剣道連盟理事長様

西三河剣道連盟
理事長 大田 義弘
審査講習委員会
委員長 岡田 眞直

級位審査会の実施要項の改正について

前略 表題の件につきまして、平成 31 年 3 月 31 日に行われました西三河剣道連盟理事評議委員会にて承認されましたので、夏季の級位審査会より別紙のとおり新実施要項にて運営いただきますよう、ご通知申し上げます。

草々

< 級位審査会改正点 >

- ・ 5、6 級の基本技の指定：面の往復一回
- ・ 4 級の基本技の指定：面打-すれ違う-小手面
- ・ 各級の実技時間の指定：4 級以下 30 秒、3 级以上 40 秒
- ・ 木刀基本技稽古法組数：5 組以下
- ・ 木刀基本技稽古法技指定：3 級必須技 2 本、2 級必須技 2 本指定技 1 本、1 級必須技 2 本指定技 2 本
必須技は基本 1 と 2、指定技は西三より通知
夏季級位審査会の指定技は別紙通知書参照

級位審査実施要領

級位	実技	実施方法	審査着眼点
8級	基本 礼式・構え 面打(数回)	・稽古着・袴で単独で行い ・防具はつけなくてもよい ・打突時の足さばきは踏み込み足 又はすり足でもよい	1 礼法・作法は正しいか 2 正しい着装、正しい中段の 構えが出来ているか 3 気合のこもった発声をしているか
7級	基本 礼式・構え 面打(数回)	・稽古着・袴で単独で行い ・防具はつけなくてもよい ・打突時の足さばきは踏み込み足 又はすり足でもよい	1 礼法・作法は正しいか 2 正しい着装、正しい中段の 構えが出来ているか 3 気合のこもった発声をしているか 4 正しい刃筋で打突しているか
6級	基本 礼式・構え 単独技	・防具を着装し相互に打突する ・面の往復1回	1 礼法・作法は正しいか 2 正しい着装、正しい中段の 構えが出来ているか 3 気合のこもった発声をしているか 4 正しい刃筋で打突しているか
	地稽古(30秒)	・地稽古は1回とする	5 物打ちで正確に打突しているか
5級	基本 礼式・構え・体さばき 単独技	・防具を着装し相互に打突する ・面の往復1回	1 礼法・作法は正しいか 2 正しい着装、正しい中段の 構えが出来ているか 3 気合のこもった発声をしているか 4 正しい刃筋で打突しているか 5 物打ちで正確に打突しているか
	地稽古(30秒)	・地稽古は1回とする	6 気・剣・体が一致しているか
4級	基本 礼式・構え・体さばき 単独技と連続技	・防具を着装し相互に打突する ・面打 - すれ違う一小手面	1 礼法・作法は正しいか 2 正しい着装、正しい中段の 構えが出来ているか 3 気合のこもった発声をしているか 4 正しい刃筋で打突しているか 5 物打ちで正確に打突しているか 6 気・剣・体が一致しているか
	地稽古(30秒)	・地稽古は1回とする	7 残心が正しくとれているか
3級	木刀による 剣道基本技稽古法	・別紙「木刀による剣道基本技稽古法の 実施方法」を参照 必須技(基本1と2)のみ	別紙「木刀による剣道基本技稽古法」の 審査着眼点のとおり
	地稽古(40秒)	・地稽古は1回とする	1～7 同上
2級	木刀による 剣道基本技稽古法	・別紙「木刀による剣道基本技稽古法の 実施方法」を参照 必須技(基本1と2)と指定技1本 指定技は審査会毎に変更あり	別紙「木刀による剣道基本技稽古法」の 審査着眼点のとおり
	地稽古(40秒)	・地稽古は1回とする	1～7 同上
1級	木刀による 剣道基本技稽古法	・別紙「木刀による剣道基本技稽古法の 実施方法」を参照 必須技(基本1と2)と指定技2本 指定技は審査会毎に変更あり	別紙「木刀による剣道基本技稽古法」の 審査着眼点のとおり
	地稽古(40秒)	・地稽古は1回とする	1～7 同上

級位審査実施要領

木刀による剣道基本技稽古法の実施方法

- ・1～3級まで、基本技1及び2を必須技とする。(3級は現状通り)
- ・1級は必須技2本と指定技2本、2級は必須技2本と指定技1本を行う。
- ・指定技は基本技3～9より選定する。
- ・指定技は、春、夏、秋の審査会毎に変更され、級審査会要項において通知する。
- ・指定技の選定は、審査講習員会において、級審査員選定時に決定する。
- ・指定技は、年度内の3回の審査会の中で、全ての基本技が審査対象になるよう選定する。
- ・基本技稽古法の審査は5組以内とする。人数調整においても5組を超えない。
- ・各級毎に、基本技稽古法の審査を先に全員行い、その後実技の審査を行う。
基本技と実技の審査の総合評価により合否を判定するよう留意する。
- ・基本技稽古法のやり直しは行わない。(段審査の剣道形と同様)